

## 専門部会の設置について

第7次八戸市総合計画第5章の各政策を専門的に調査及び検討するため、八戸市総合計画策定委員会規則第6条第1項の規定に基づき、次のとおり専門部会を設置する。

- 専門部会は、第7次八戸市総合計画第5章の政策ごとに設置する。
- 専門部会は、八戸市総合計画策定委員会規則第6条第2項の規定<sup>(参考1)</sup>に基づき、委員長の指名した委員（別表のとおり）で組織する。
- 専門部会は、八戸市総合計画策定委員会規則第6条第3項から第7項の規定<sup>(参考1)</sup>及び第1回策定委員会における決定事項<sup>(参考2)</sup>に基づき運営する。

### (参考1) 八戸市総合計画策定委員会規則（抜粋）

<p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、市長が行う。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 <u>委員会に、総合計画の策定に関し専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会は、委員会の委員長が指名した委員（次条第1項の規定により専門委員が置かれた場合にあつては、当該専門委員を含む。以下この条において同じ。）をもって組織する。</u></p> <p>3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>4 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。</p> <p>5 部会長は、部会の会務を掌理する。</p> <p>6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>7 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p>
---

## (参考2) 総合計画策定委員会の運営に関する審議事項

### 1 策定委員会

- (1) 会議は公開とする。
- (2) 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- (3) 会議における発言は議事録として記録される。
- (4) 議事録は公開する。

### 2 専門部会

- (1) 会議は公開とする。
- (2) 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- (3) 部会の進行は、部会長が行う。
- (4) 会議における発言は議事概要として記録される。
- (5) 議事概要は公開する。

## (別表)

政 策	部会の名称	構成員
政策1 「ひと」を育む (子育て・教育・文化・スポーツ)	政策1 専門部会	石 橋 伸 之
		今 川 和 佳 子
		小 笠 原 嘉
		田 頭 順 子
		平 間 恵 美
		水 野 眞 佐 夫
政策2 「経済」を回す (産業・雇用)	政策2 専門部会	池 田 和 夫
		上 村 康 浩
		熊 谷 拓 治
		澤 藤 孝 之
		武 輪 俊 彦
		水 越 善 一
		吉 田 博 充
政策3 「暮らし」を守る (環境・防災・防犯・健康)	政策3 専門部会	於 本 正
		川 本 菜 穂 子
		坂 本 久 美 子
		高 木 伸 也
		類 家 伸 一
政策4 「誰もが活躍できる社会」をつくる (福祉・コミュニティ・多文化共生)	政策4 専門部会	浮 木 隆
		北 山 博 秋
		工 藤 恵 美 子
		堤 静 子
		中 谷 美 由 紀
		東 山 国 男
政策5 「まち」を形づくる (都市整備・公共交通)	政策5 専門部会	菊 地 敏 男
		武 山 泰
		西 川 弥 生
		橋 本 敏 子
		圓 山 重 直
政策6 「魅力」を発信する (交流人口・関係人口・国際交流)	政策6 専門部会	岡 本 信 也
		塚 原 隆 市
		鶴 飼 恵 美
		長 谷 川 明
		町 田 直 子